

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方  
水道企業団  
広報

# すいどう

No.48 令和3年6月



ラベルが  
新しく  
なりました



## もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 双葉地方水道企業団議会報告  
情報公開条例に基づく公文書の開示の実施状況  
個人情報保護条例の運用状況  
理事会・議会・監査委員
- P3 令和3年度予算のあらまし
- P4 給水装置（給水管や蛇口など）の維持管理区分  
水道のご利用における各種手続きについて
- P5 特定復興再生拠点等への水道水供給に向けた管路の復旧を  
しています  
毎年6月1日から7日は『水道週間』です  
正しい手洗いで新型コロナウイルス感染症を予防しよう！
- P6 貯水槽水道の管理について  
木戸ダム・谷室沢ダムの「事前放流」について
- P7 ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います  
水道水の放射性物質検査申込書
- P8 お知らせ

発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小埜字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385





# 双葉地方水道企業団議会報告

## 令和3年第1回双葉地方水道企業団議会定例会報告

令和3年2月24日(水)、令和3年第1回議会定例会が小山浄水場管理本館(檜葉町)で開催され、水道水ペットボトル事業基金条例の制定及び令和2年度各会計補正予算、令和3年度各会計当初予算の5議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。



令和2年度における双葉地方水道企業団情報公開条例の実施状況及び個人情報保護条例の運用状況は以下のとおりです。

### ○情報公開条例に基づく公文書の開示の実施状況

- ① 公文書の開示請求の件数 1件
- ② 公文書の開示決定件数 1件
- ③ 公文書の開示拒否件数 0件
- ④ 異議申立ての件数 0件
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、企業長が認める事項 0件

### ○個人情報保護条例の運用状況

#### 1 令和2年度の開示請求の件数

開示請求	決定の状況				決定に対する 審査請求
	開示	部分開示	不開示	不存在	
3件	3件	0件	0件	0件	0件

#### 2 保有個人情報の訂正及び利用停止請求、決定に対する審査請求はありませんでした。

## 理事会・議会・監査委員(令和3年6月1日現在)

### 双葉地方水道企業団理事会

企業長	松本幸英	(檜葉町長)
副企業長	宮本皓一	(富岡町長)
理事	遠藤智	(広野町長)
理事	吉田淳	(大熊町長)
理事	伊澤史朗	(双葉町長)

### 双葉地方水道企業団監査委員

代表監査委員	坂本和久	(富岡町)
監査委員	安藤英明	(檜葉町)

### 双葉地方水道企業団議会

議長	阿部光國	(大熊町議会議員)
副議長	宇佐神幸一	(富岡町議会議員)
議員	小磯利雄	(広野町議会議員)
議員	北郷伯弘	(広野町議会議員)
議員	関本範貞	(檜葉町議会議員)
議員	大和田信	(檜葉町議会議員)
議員	高野匠美	(富岡町議会議員)
議員	木幡ますみ	(大熊町議会議員)
議員	小川貴永	(双葉町議会議員)
議員	高萩文孝	(双葉町議会議員)

# 令和3年度予算のあらまし

## 水道事業会計

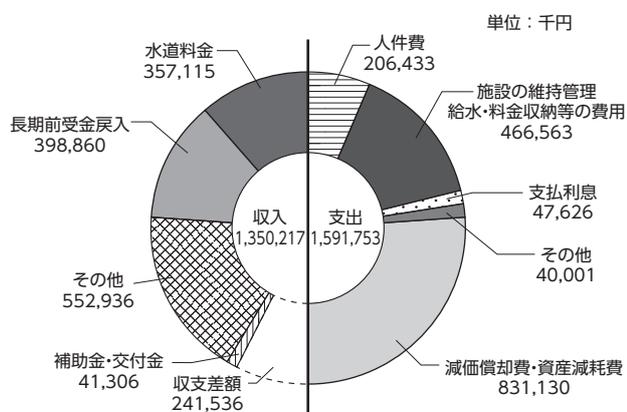
### ■ 収益的収支 ■

(水道水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、水道料金収入が増加傾向であり、収入総額は13億5,021万7千円を見込んでいますが、水道料金収入ははまだ震災前の4割弱と厳しい財政状況であります。

一方、支出では、施設の維持管理等で修繕費や資産減耗費が増加し、支出総額は15億9,175万3千円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、△2億4,153万6千円となる見通しです。

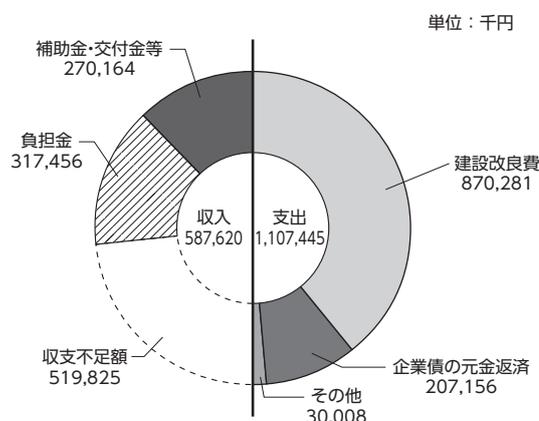


### ■ 資本的収支 ■

(水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支については、前年度に引き続き、災害復興関連事業に伴う配水管布設工事、下水道事業や河川・道路改良事業等に併せた配水管移設工事、水道施設における一部老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。



## 工業用水道事業会計

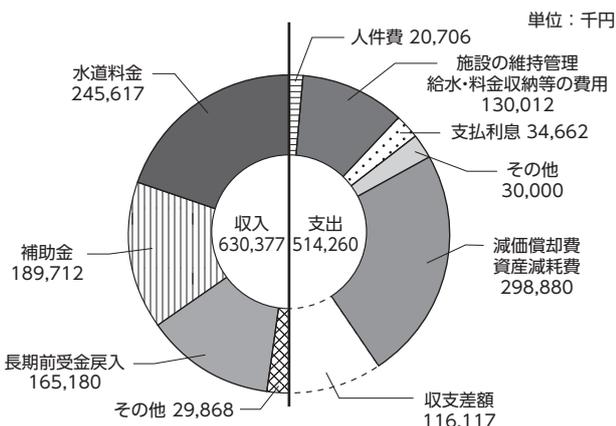
### ■ 収益的収支 ■

(工業用水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、原子力発電所事故による影響で帰還困難区域への供給は困難であります、水道料金収入は増加傾向であり、収入総額は6億3,037万7千円を見込んでいます。

一方、支出では、施設の維持管理等で修繕費や資産減耗費が減少し、支出総額は5億1,426万円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、1億1,611万7千円となる見通しです。

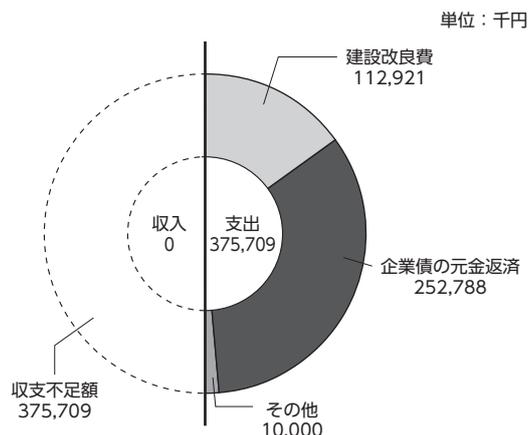


### ■ 資本的収支 ■

(工業用水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支については、工業用水を安定供給するための老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、減価積立金や内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。

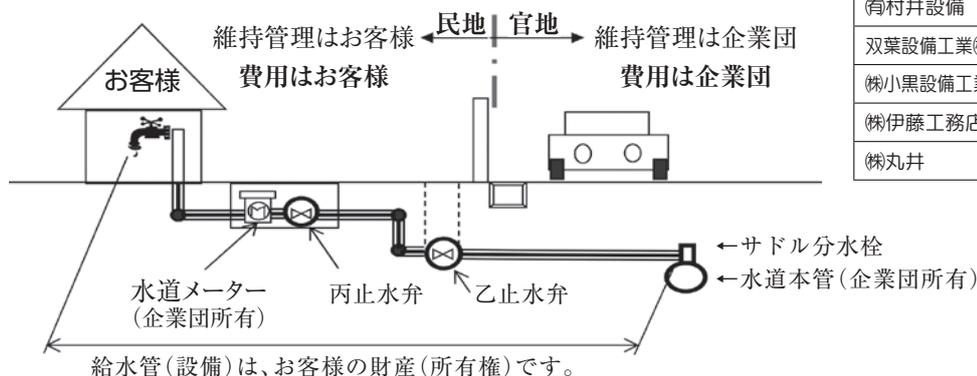


## 給水装置（給水管や蛇口など）の維持管理区分

○ 水道の本管から各家庭に水道を引込んでいる水道管（設備）の事を給水装置と呼んでいます。

給水管（設備）の所有権及び修理する義務は、基本的にお客様にあります。

ただし、公共の道路などに埋設されているものについては、掘り起したり移動したりすることは、道路管理者の許可が必要になりますので、お客様に代わって企業団が修理いたします。その費用負担の境界を企業団は、「民地と官地」としております。



### ●水道修理業者一覧

名称	住所	電話番号
尙吉田鉄工所	広野町	0240-27-3241
北陽管工尙	広野町	0240-27-3419
尙山忠設備工業	広野町	0240-27-3311
㈱彩輝	檜葉町	0240-25-2585
尙吉田設備	檜葉町	090-3982-3422
草野建設㈱	檜葉町	0240-25-3121
檜葉設備	いわき市	090-3646-5357
双葉管工尙	富岡町	0240-22-3488
尙村井設備	いわき市	0246-38-6855
双葉設備工業㈱	広野町	0240-27-1253
㈱小黒設備工業	浪江町	0240-35-2582
㈱伊藤工務店	広野町	0240-25-8340
㈱丸井	いわき市	0246-88-1803

## 水道のご利用における各種手続きについて

### （水道の開始・休止、名義変更について）

転居などで、水道の利用や中止および名義変更が生じた場合、届出が必要になります。

窓口での手続きが難しい方のために、電話での手続きを受け付けております。

受付時間は、平日の8時30分から17時15分まで（土日祝日・年末年始を除く）です。

詳しい日時が決まりましたら、総務課営業係（☎0240-25-5323）に希望日の3営業日前までにご連絡ください。

【例：月曜日が希望日の場合は、前週の水曜日までにご連絡ください。】

※長期的に水道を使用しない場合は、基本料金がつかからないよう一時的に休止することも可能ですので、総務課営業係（☎0240-25-5323）までお問い合わせください。

### （料金の支払い方法について）

#### 口座振替による納入

お客様の預金口座からお支払いいただく方法です。

振替日は、毎月24日です。（この日に預金不足等で振替できなかった場合は、翌月の10日に再振替させていただきます。）

※24日、10日が土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の営業日が振替日となります。

取 扱 金 融 機 関					
東邦銀行	本・支店	大東銀行	本・支店	東北労働金庫	本・支店
あぶくま信用金庫	本・支店	いわき信用組合	本・支店	福島さくら農業協同組合	支 店
相双五城信用組合	本・支店	福島銀行	本・支店	ゆうちょ銀行	支 店

口座振替につきましては、金融機関窓口での手続きが必要となります。

上記取扱金融機関の広野・檜葉・富岡支店には、口座振替依頼書の用紙をご用意しておりますので、直接窓口にてお手続きをお願いいたします。

広野・檜葉・富岡支店以外の支店でお手続きする場合は、口座振替依頼書を郵送いたしますので総務課営業係（☎0240-25-5323）まで、ご連絡ください。

#### 納入通知書による納入

毎月中旬以降に、納入通知書（シール式はがき）をお送りいたします。

上記取扱金融機関（いわき信用組合は檜葉支店[四倉支店]のみ、ゆうちょ銀行は除く。）、コンビニエンスストア、または企業団窓口で、納入通知書をご持参の上、お支払いいただく方法です。

## 特定復興再生拠点等への水道水供給に向けた管路の復旧をしています

双葉地方水道企業団では、富岡町・大熊町・双葉町が内閣総理大臣より認定を受けた「特定復興再生拠点区域」などへの水道水供給に向け、帰還困難区域内で水道管路の健全性確認や復旧作業を行っています。

作業の際には水道メーターまでの給水管確認のため、お客様の敷地へ立ち入らせていただく場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、作業に従事する職員は身分証を携帯しておりますので、必要があれば提示を求めています。



バルブ操作にて試験通水実施

【担当：施設課配水係 ☎0240-25-5341】

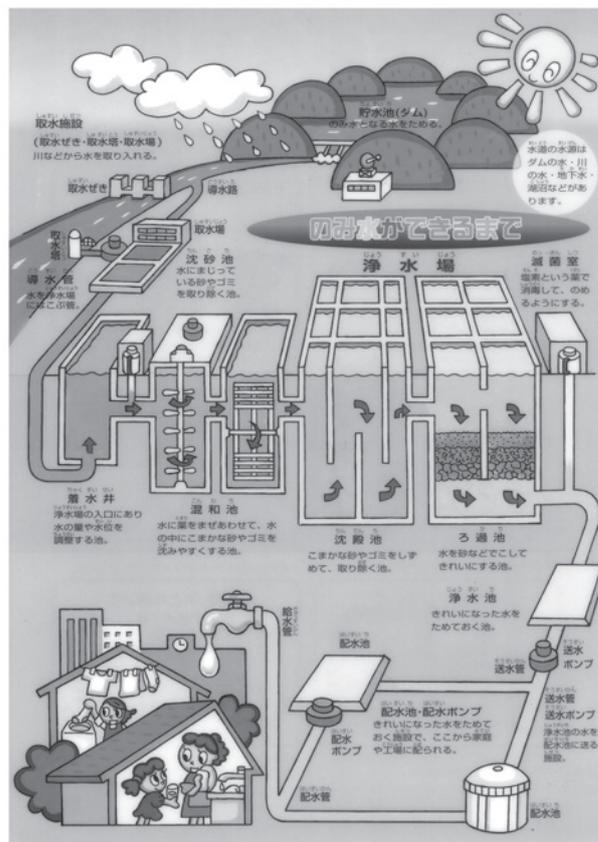
## 毎年6月1日から7日は『水道週間』です

水道週間は、水道について広く国民のみなさんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959年（昭和34年）に厚生省（現・厚生労働省）により制定されました。

今年度も6月1日（火）から7日（月）の期間が『第63回水道週間』と定められ、「生活も ウイルス予防も 蛇口から」をスローガンに全国一斉に実施されます。

双葉地方水道企業団では、今回も構成団体（広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町）の町立小学校4年生児童を対象に啓発下敷きを配布いたします。

これからも「安全」でおいしい水道水を「安定」して「安価」にお届けできるよう努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



**正しい手洗いで  
新型コロナウイルス感染症を  
予防しよう!**

手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らすことができるため、接触感染を防ぐには最も有効な方法といえます。身近な水道水で新型コロナウイルス感染症を予防しましょう。

また「新型コロナウイルス感染を防ぐために水道管内を洗浄する。」等の電話があった場合は、詐欺の可能性がありますのでご注意ください。

## 貯水槽水道の管理について ～安全でおいしい水を飲んでいただくために～

貯水槽水道とは、ビル、マンション、学校、病院等のような規模の大きな施設において、企業団から供給される水道水のみを利用し、その水を受水槽に受けた後、建物の利用者に飲料水として給水する水道施設の総称です。

貯水槽水道については、水道法や双葉地方水道企業団給水条例等の定めにより設置者が管理することとなり、企業団では、設置者に対して必要な指導・助言・勧告を行っています。

福島県では水道水のみを利用している貯水槽水道を有効容量により次のように区分していますが、いずれの場合も水道法や同施行規則、福島県給水施設等条例等に基づく適切な維持管理が必要です。

特に、水質については、貯水槽の入口までは企業団の責任において管理いたしますが、貯水槽以降については設置者の責任となります。適切な管理が行われない場合、飲用水が汚染され健康被害をまねくおそれがあります。

《福島県における貯水槽水道の区分》

分類	定義	設置者が行わなければならない検査
簡易専用水道	有効容量が10㎡を超えるもの	年1回の登録検査機関による管理状態の検査
準簡易専用水道	有効容量が5㎡を超え10㎡以下のもの	年1回の水質検査(水道法の基準に適合するか)
小規模貯水槽水道	有効容量が5㎡以下のもの	年1回の水質検査(5項目)

### ○設置者が行わなければならないこと

貯水槽水道の設置者におかれましては、次のようなことを行っていただくこととなりますので、日常の維持管理の徹底をお願いします。

- ① 貯水槽の清掃  
年1回、定期的に貯水槽の清掃を行う。(できれば、専門の清掃業者に依頼しましょう。)
- ② 貯水槽の点検  
水槽にひび割れがないか、汚水などに汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど定期的点検を行う。
- ③ 水質検査の実施  
蛇口から出る水の水質検査を定期的に行う。異常があった場合は、必要な検査を行い安全確認をする。
- ④ 水の汚染事故が起こったら  
供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。



## 福島県からのお知らせ

### 木戸ダム・谷室沢ダムの「事前放流」について ～ダムの洪水調節機能強化に向けた取り組み～

#### ■事前放流とは

令和元年東日本台風などの水害の激甚化を踏まえて、台風などによる大雨が予想される場合に事前にダムの水位を下げて、洪水調節のための容量として活用することにより、木戸川下流の氾濫や浸水被害の軽減を図ります。

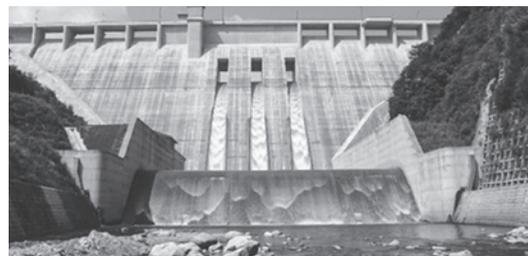
二級河川木戸川水系のうち、楡葉町にある木戸ダム及び谷室沢ダムにおいて、洪水調節機能の強化を図るための治水協定を3月1日に締結し、「事前放流」の取り組みを開始しました。

#### ■事前放流の内容は

気象庁の予測降雨量が、48時間で240mmを超える大雨になると予想される場合に、事前放流を実施します。

事前放流を行うことによって、各ダムの貯水位の低下量及び洪水調節容量（一時的に洪水を調節するための容量）の増量は、以下のとおりです。

	貯水位低下量	洪水調節容量	
		運用前	運用時
木戸ダム	-2.0m	1,140万m <sup>3</sup>	1,189万m <sup>3</sup> (+49万m <sup>3</sup> )
谷室沢ダム	-1.0m	0万m <sup>3</sup>	1.4万m <sup>3</sup>



木戸ダム

#### ■お問い合わせ先

福島県 富岡土木事務所 ダム課 ☎ 0240-23-5559

## ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います

現在水道をご使用されているお客様を対象に、水道水を安心してお使いいただくため、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います。検査を希望される方は下記によりお申し込みください。

- 対象者** 現在水道を開栓している世帯。(原則として1世帯につき1回)  
未開栓世帯の方が申し込む場合には、企業団へ連絡のうえ、あらかじめ開栓のお手続きが必要となります。
- 検査項目** 放射性核種濃度測定：ヨウ素131、セシウム134、セシウム137
- 申込方法** 下記の申込書に必要事項を記載のうえ、企業団へお申し込みください。  
なお、水道水の採取及び検査については企業団の検査受託事業者にて行います。

- |         |   |
|---------|---|
| ① 郵送申込  | 双葉地方水道企業団 施設課浄水係<br>〒979-0515 楡葉町大字上小墾字小山6-2  |
| ② FAX申込 | FAX番号：0240-25-5385<br>※郵送の場合、申込書の郵便料金は申込者の負担となります。<br>※FAX送信後は、【☎0240-25-5341】へ到着の確認をしてください。<br>※電話によるお申込みは、受け付けておりません。 |

- 申込期間** 令和3年6月1日(火)～令和4年2月28日(月) 午前9時～午後5時
- 採水の連絡** お申し込みをいただきましたら、後日、採水日時等の調整のため検査受託事業者からご連絡させていただきます。原則として申込者の立会いが必要となります。  
なお、必ずしもご希望の日程に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、申込多数のときは、採水の連絡までに日数がかかる場合があります。
- 検査結果** 検査結果については、検査受託事業者が申し込みをされた方に後日郵送でお送りします。なお、結果は地区ごとに集計し、企業団のホームページ等で公表します。公表では個人名は記載しないなど、個人情報の保護に配慮します。

※問い合わせ先 (土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)  
施設課浄水係 ☎0240-25-5341

切り取り線

### 水道水の放射性物質検査申込書

(申込日 令和 年 月 日)

項目	記入欄
申込者お名前	ふりがな (ふりがな ) (使用者 )
水道使用場所	
申込者現住所 (報告書送付先)	郵便番号 ( - )
ご連絡先 (お電話番号)	(自宅: - - ) (携帯: - - )

※お名前には「ふりがな」をふってください。現住所は地番、アパート名等まで正確に記載してください。



## お知らせ

### 小滝平浄水場改修工事の進捗について ~その3~

5月6日現在、管理棟内の制御盤（浄水場の運転に必要な機器や運転及び水質データを送信するための機器が入っている盤）の設置が、場内においては排水処理施設（水を作る過程で出る汚れを処理するための施設）の躯体工事が完了したところです。

今年に入り、急速ろ過機・自家用発電設備・薬品注入設備（水の中の汚れの固まりを作る薬や消毒するための薬を入れる機械）の整備が完了しております。

今後、浄水場内の電気設備や天日乾燥床（排水処理された汚れを乾燥させる施設）の整備を行う予定となっております。

引き続き、安心・安全な水を安定的に供給するよう努めてまいります。



自家用発電設備



浄水場運転に係る制御盤



塩素注入用のポンプとタンク



5 / 6 現在の場内の様子

#### ●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡楡葉町大字上小埜字小山 6-2

TEL : 0240-25-5315 (代表)

FAX : 0240-25-5385

ホームページアドレス <https://www.f-mizu.jp>

主なお問い合わせ内容	問い合わせ先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の使用開始、休止</li> <li>水道料金、水道メーター検針</li> </ul>	総務課（営業係）	0240-25-5323
<ul style="list-style-type: none"> <li>水道工事、漏水、水質</li> </ul>	施設課	0240-25-5341
<ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置（給水管や蛇口など）工事</li> </ul>	施設課（給水係）	0240-26-0911